議案第21号

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに承継させる権 利を定めることについて

次のとおり地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第66条第1項の規定に 基づき地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに承継させる権利を定めるため、地方独 立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)第9条の規定により、本議会の議決を 求める。

平成18年11月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 承継させる権利(所有権)に係る財産の内容

種類	所 在	地	数	三. 里.
土地(鳥取)	鳥取市若葉台下番1、1番2	南七丁目1	20,074.79 メートル	9 平方
土地(米子)	米子市日下 1239番、 南1247番 1477番1	字堂平日	5 5, 1 9 3. 1 : メートル	1 平方
土地(境港)	境港市中野町2032番3	字下荒蒔	2,111.59平 トル	方メー
鳥取県産業技術・ ター鳥取庁舎エン ンス棟		有七丁目1	234.17平方メー	ートル

	鳥取県産業技術セン ター鳥取庁舎企画管理 棟	鳥取市若葉台南七丁目1 番1	2,062.62平方メートル
	鳥取県産業技術セン ター鳥取庁舎研究棟	鳥取市若葉台南七丁目1 番1	3,455.38平方メー トル
	鳥取県産業技術セン ター鳥取庁舎実験棟1	鳥取市若葉台南七丁目1 番1	1,428.20平方メートル
	鳥取県産業技術セン ター鳥取庁舎実験棟2	鳥取市若葉台南七丁目1 番1	947.38平方メートル
建	鳥取県産業技術セン ター鳥取庁舎車庫棟	鳥取市若葉台南七丁目1 番1	110.96平方メートル
	鳥取県産業技術セン ター鳥取庁舎回廊	鳥取市若葉台南七丁目1 番1、1番2	195.72平方メートル
	鳥取県産業技術セン ター鳥取庁舎ガス保管 庫・自転車小屋	鳥取市若葉台南七丁目1 番1	32.36平方メートル
	鳥取県産業技術セン ター鳥取庁舎薬品庫	鳥取市若葉台南七丁目1 番1	20.44平方メートル
	鳥取県産業技術セン ター機械素材研究所本 館	米子市日下字堂平日南 1247番、字堂平影 1239番	1 1, 3 1 3. 2 1 平 5 メートル
	鳥取県産業技術セン ター機械素材研究所機 械室	米 子 市 日 下 字 坂 前 1477番1	140.00平方メートル
	鳥取県産業技術セン ター機械素材研究所排 水処理棟	米子市日下字堂平日南 1247番	100.00平方メートル
	鳥取県産業技術セン ター食品開発研究所本 館	境港市中野町字下荒蒔 2032番3、2032 番1	1,599.83平方メー トル

物	鳥取県産業技術セン ター食品開発研究所実 験棟	境港市中野町字下荒蒔 2032番3、2032 番1	288.82平方メートル
	鳥取県産業技術セン ター食品開発研究所車 庫	境港市中野町字下荒蒔 2032番1	36.58平方メートル
	鳥取県産業技術セン ター食品開発研究所危 険物倉庫	境港市中野町字下荒蒔 2032番1	11.72平方メートル
	鳥取県産業技術セン ター食品開発研究所自 転車置場	境港市中野町字下荒蒔 2032番3	21.10平方メートル
	鳥取県産業技術セン ター食品開発研究所ポ ンプ室	境港市中野町字下荒蒔 2032番1	12.94平方メートル
	鳥取県産業技術セン ター食品開発研究所特 殊ガスボンベ庫	境港市中野町字下荒蒔 2032番1	6.79平方メートル

2 承継させる相手方

鳥取市若葉台南七丁目1番1号

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(仮称)

3 承継させる日

平成19年4月1日(予定)

4 承継させる目的

鳥取県産業技術センターを地方独立行政法人化することに伴い、法人の財産的基礎と して出資するため。